

都市緑地法施行規則等の一部を改正する省令案について

平成29年5月
国土交通省都市局

1. 改正の背景

第193回国会において、都市緑地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）について、平成29年4月28日に成立、5月12日に公布されたところ。

今般、改正法を施行するに当たり、都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）等について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）都市緑地法施行規則の一部改正

- 1 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第60条第1項の規定に基づき、市民緑地設置管理計画の認定の申請をしようとする者は、申請書に、市民緑地を設置する土地等について所有権等を有する者であることを証明する書類及び付近見取図等の図書を添えて、市町村長に提出しなければならないことを定める。
- 2 都市緑地法第60条第2項第6号の規定に基づき、市民緑地設置管理計画に記載する事項として、市民緑地の名称、既存の緑化施設の概要等及び市民緑地を設置するに当たり整備する緑化施設等の整備の実施期間等を定める。
- 3 都市緑地法第61条第1項第2号の規定に基づき、市民緑地を設置する土地等の規模を300㎡以上と定める。
- 4 都市緑地法第61条第1項第3号の規定に基づき、緑化施設の面積の市民緑地の面積に対する割合を10分の2以上と定める。
- 5 都市緑地法第61条第1項第4号の規定に基づき、市民緑地の管理が適切に実施される基準として、市民緑地の構造、利用状況、維持修繕の状況等（以下「市民緑地構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、巡視、清掃等の市民緑地の機能を維持するために必要な措置を講ずること等を定める。
- 6 都市緑地法第61条第1項第5号の規定に基づき、市民緑地の管理期間を5年以上と定める。
- 7 都市緑地法第61条第1項第9号の規定に基づき、市民緑地の設置及び管理が適正かつ確実に実施される基準として、
 - 市民緑地を設置する土地等の区域等からみて、周辺の道路その他の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること
 - 市民緑地を設置及び管理しようとする者が、市民緑地を設置する土地等について所有権、借地権その他の使用及び収益を目的とする権利を有すること
 - 当該権利を借受けにより取得するときは、当該貸借契約において、市町村長の承認を受けた場合を除き、当該貸借契約の変更又は解除をすることができない旨の定めがあることを定める。

- 8 都市緑地法第61条第2項の規定に基づき、市民緑地設置管理計画の認定に係る緑化施設の面積は、建築物の外壁に整備された緑化施設については、緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計とするなど、緑化施設の区分に応じ算出した面積の合計とすることを定める。
- 9 都市緑地法第61条第5項の規定に基づき、市民緑地設置管理計画の公告は、認定事業者の氏名又は名称等について公報、掲示その他の方法で行うものと定める。
- 10 建築物の緑化率の算定の基礎となる緑化施設的面積の算出方法について、建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設については、緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影面積の長さの合計に1mを乗じて得ることとしていたものを、建築物の外壁に整備された緑化施設について、緑化施設が整備された部分の鉛直投影面積の合計とすることに改める。
- 11 その他所要の改正を行うこととする。

(2) 都市公園法施行規則の一部改正

- 1 都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準として、遊戯施設その他の公園施設の点検は、1年に1度の頻度で行うことを基本とすること等を定める。
- 2 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第1項の規定に基づき、公募対象公園施設の種別を、便益施設等であって、当該公園施設から生ずる収益を特定公園施設の建設に要する費用に充てることができるものと認められるものと定める。
- 3 都市公園法第5条の2第2項第5号の規定に基づき、特定公園施設の種別を、公募対象公園施設と一体的に整備することにより当該公園施設の効率的な整備が図られると認められるものと定める。
- 4 都市公園法第5条の2第3項の規定に基づき、公募対象公園施設を設置することが都市公園の管理上適切でない場所として、認定の有効期間内において、国又は地方公共団体による使用が予定されている場所等を定める。
- 5 都市公園法第5条の2第6項及び第5条の4第4項の規定に基づき、学識経験者の意見を聴くときは、2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならないと定める。
- 6 都市公園法第5条の3第2項第12号の規定に基づき、公募設置等計画の記載事項として、公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする法人等の役員の氏名、生年月日その他必要な事項等を定める。
- 7 環境への負荷の低減に資する発電施設として、地下に設けられる熱電併給施設を占用物件に追加する。
- 8 占用物件である水道施設等を設けることができる都市公園に係る敷地面積等の制限を削除する。
- 9 その他所要の改正を行うこととする。

(3) 生産緑地法施行規則の一部改正

- 1 生産緑地地区内に直売所・農家レストラン等を設ける場合の基準を下記のとおり定める。
 - 直売所・農家レストラン等の施設の敷地を除いた生産緑地地区内の土地の面積の下限を500㎡と定める。ただし、市町村の条例で別に規模が定められている場合においては、下限を当該規模以上であることと定める。

- 直売所・農家レストラン等の施設の敷地面積の合計について生産緑地地区の面積に対する割合の上限を10分の2と定める。
 - 直売所・農家レストラン等の施設の設置者及び管理者を、生産緑地の所有者等と定める。
 - 直売所・農家レストラン等の施設について当該生産緑地地区及びこれを含む市町村内等において生産された農産物等を主たる材料として調理して提供するものであること等を要件とする。
- 2 その他所要の改正を行うこととする。

(4) 都市計画法施行規則の一部改正

- 1 田園住居地域内の農地において行う物件の堆積について、堆積をした物件が飛散し、流出し、地下に浸透することを防止するための措置として、覆いの設置、容器の収納等の具体的な措置を定める。
- 2 その他所要の改正を行うこととする。

(5) その他

その他、所要の規定の整備等を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：平成29年6月中旬

施行：平成29年6月中旬（1年以内施行部分については平成30年度初め）